

労働者派遣事業に係る情報提供

株式会社テイルズケア

対象期間：令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第 2 3 条 5 項（則第 1 8 条の 2 第 3 項）の規定により情報を提供いたします。

事業所名称：本社

住所：広島県広島市中区八丁堀 7-2 6 F

【1】 労働者派遣の実績等

① 派遣労働者の数（1 日平均）	282 人
② 派遣先の実数（事業年度あたりの数）	89 件

【2】 労働者派遣に関する料金等（マージン率等）

③ 労働者派遣の料金 1 日（8 時間当たり）の額の平均	12,876 円
④ 派遣労働者の賃金 1 日（8 時間当たり）の額の平均	9,075 円
⑤ マージン率 ※（③-④）÷③ 小数点第 2 位以下を四捨五入	29.5%

【3】 労働者派遣法第 3 0 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第 3 0 条の 4 第 1 項の労使協定を
☒ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （ 全ての派遣労働者。 ）
当該労使協定の有効期間の終期 （ 令和 5 年 3 月 3 1 日 ）
☐ 締結していない

【4】 教育訓練に関する事項（主たる教育訓練）

訓練の内容	対象となる 派遣労働者	訓練の方法	賃金支給の別	実施主体	訓練費負担
派遣前訓練	新規の登録者	off-jt	無給	派遣元	無償
新規採用者への訓練	新規の派遣労働者	O J T	無給	派遣元	無償
作業訓練	会社が指定する就労中 の派遣労働者	O J T	有給	派遣元	無償

キャリア・コンサルティング相談窓口および連絡先

【相談窓口：キャリア・コンサルティング本部】 TEL：082-530-2085

登録時に情報の保護・管理に関する事項について、就業前には個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する事項、についての研修を実施しております。

【5】 福利厚生に関して

社会保険（健康保険・厚生年金保険）と雇用保険・労災保険の適用事業所です。就業条件が加入資格を満たす場合、加入手続きをします。

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- **派遣労働者の社会保険料**

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

- **派遣労働者の有給休暇費用**

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

- **募集費・教育費・福利厚生費**

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

- **その他経費**

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

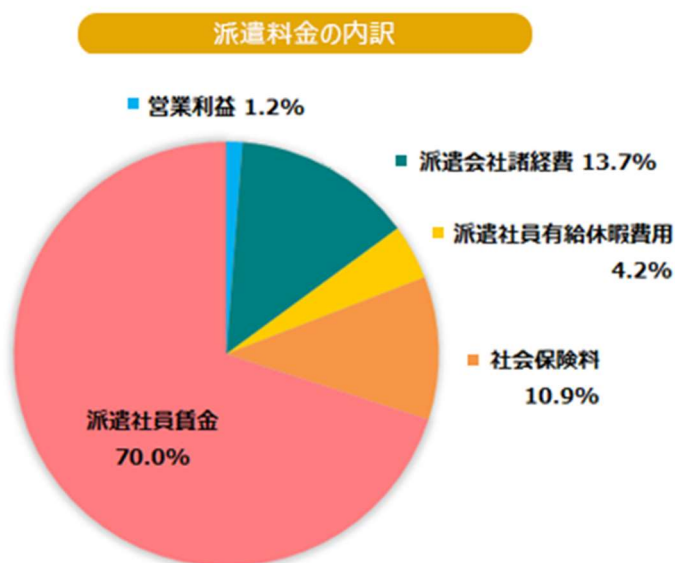
派遣社員の皆様へ

派遣料金の仕組みについて ご説明します

派遣会社や職種によって多少の違いはありますが、派遣料金の内訳は、概ね右のグラフの構成です。派遣料金の大半を占めるのは、派遣社員の賃金で全体の約70%を占めます。

加えて、派遣会社が派遣社員の雇用主として負担する各種の社会保険料が10.9%です（注参照）。派遣社員には有給休暇が発生しますが、取得の際には派遣会社が賃金を支払います。そのための費用が4.2%となっており、派遣社員に関連する費用は85.1%を占めています。

その他、派遣社員の教育研修費用、相談センター等の運営費や派遣社員をサポートする派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費が13.7%。これらすべてを差し引いた残り1.2%程度が派遣会社の営業利益となります。



注 2021年5月末現在、賃金に対する事業主負担割合は、労災保険0.3%、雇用保険0.6%、健康保険4.9%、介護保険約0.9%（40歳以上の割合約67%）、厚生年金保険約9.2%。派遣社員賃金が70%のため、派遣料金全体に占める割合にすると合計約10.9%となります。

参考：一般社団法人 日本人材派遣協会

URL：https://www.jassa.or.jp/keywords/index3.html#03_contents02